

9 周産期医療体制

(1) 現 状

- 平成29年の当地域の出生数は404人となっています。
- 稚内地域（稚内市、豊富町、猿払村、幌延町）及び利礼地域（礼文町、利尻町、利尻富士町）では市立稚内病院で、南宗谷地域（浜頓別町、中頓別町、枝幸町）では名寄市立総合病院での出産が主となっています。
- 管内における低体重児（2,500g未満）出生数は36名で全体に占める割合は8.9%となっています。

【宗谷管内出生数】

【平成29年】

| 稚内市 | 猿払村 | 浜頓別町 | 中頓別町 | 枝幸町 | 豊富町 | 礼文町 | 利尻町 | 利尻富士町 | 幌延町 | 合計 |
|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|
| 218 | 12 | 22 | 14 | 47 | 21 | 24 | 11 | 11 | 24 | 404 |

*平成29年北海道保健統計年報

- 市立稚内病院は当地域唯一の産科医療機関であるため、緊急時の通常分娩等にも対応しており、令和2年4月現在、常勤の医師は3名、常勤の助産師は9名（非常勤3名）の配置体制となっています。
- 北海道周産期医療体制整備計画（以下「整備計画」という。）では、市立稚内病院は地域周産期母子医療センターに位置づけられており、地域で唯一の分娩対応可能な産科医療機関として重要な役割を担っています。

<北海道周産期医療体制整備計画>

近年の周産期医療を取り巻く環境の変化に対応するため、道は、平成23年に「北海道周産期医療体制整備計画」を策定し、第三次医療圏ごとに、母胎又は児におけるリスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療等の提供を行う総合周産期母子医療センター（以下「総合周産期センター」という。）を6か所（道北圏：JA北海道厚生連旭川厚生病院（以下「旭川厚生病院」という。）、第二次医療圏に、周産期に係る比較的高度な医療の提供を行う地域周産期母子医療センター（以下「地域周産期センター」という。）を30か所認定（宗谷圏：市立稚内病院）し、整備計画を推進してきたところ。

※ 「周産期医療」：妊娠22週から出生後7日未満までの母胎・胎児・新生児に対する医療。

- 妊婦健診実施医療機関は、市立稚内病院、利尻島国保中央病院、浜頓別町国保病院及び枝幸町国保病院の4か所となっています。
- 平成30年度の妊婦健康診査の平均受診回数は、当管内では、8.0回となっており、全道9.7回、全国9.9回より下回っています。

【妊婦一般健康診査受診人員】

| 市町村名 | 受診 実人員 (人) | 受診 延人員 (人) | 平均 受診 回数 | 市町村名 | 受診 実人員 (人) | 受診 延人員 (人) | 平均 受診 回数 |
|------|------------------|------------------|----------------|-------|------------------|------------------|----------------|
| 稚内市 | 311 | 2,430 | 7.8 | 礼文町 | 21 | 179 | 8.5 |
| 猿払村 | 39 | 301 | 7.7 | 利尻町 | 22 | 180 | 8.2 |
| 浜頓別町 | 28 | 208 | 7.4 | 利尻富士町 | 14 | 166 | 11.9 |
| 中頓別町 | 13 | 94 | 7.2 | 幌延町 | 23 | 183 | 8 |
| 枝幸町 | 74 | 166 | 2.2 | 管内 | 579 | 4,148 | 7.2 |
| 豊富町 | 34 | 241 | 7.1 | 全道 | 38,830 | 372,316 | 9.6 |
| | | | | 全国 | 1,145,818 | 11,195,949 | 9.8 |

※令和元年度地域保健・健康増進報告

<妊婦健康診査>

市町村が主体となり、妊婦一般健康診査、超音波検査、妊婦精密健康診断等を行う事業です。国の技術的助言では、妊婦が受けるべき健康診査の回数は14回程度行われることが望ましいと考えられています。

また、少なくとも最低限5回必要であり、経済的理由等により受診をあきらめる者を生じさせないため同程度の公費負担の実施が必要とされています。

- 早期に妊婦健康診査を受診し、母胎又は胎児におけるリスクの高い妊娠についての早期発見、早期対応を図るためには、妊娠の早期届出（満11週以下の届出）が必要ですが、管内における令和元年度の妊娠届出総数360人のうち、妊娠11週以下での届出は、92.5%（全国93.5%、全道93.9%）となっています。

【妊娠の届出をした人の各妊娠期における届出率】

| 区分 | 総数 (人) | 妊娠の届出をした人の各妊娠期における届出率 (%) | | | | | |
|----|-----------|---------------------------|----------|----------|---------|-----|-----|
| | | 満11週以内 | 満12週～19週 | 満20週～27週 | 満28週～分娩 | 分娩後 | 不詳 |
| 宗谷 | 360 | 92.5 | 5.6 | 1.4 | 0.6 | 0.0 | 0.0 |
| 全道 | 31,191 | 93.9 | 4.3 | 0.9 | 0.5 | 0.1 | 0.2 |
| 全国 | 914,183 | 93.5 | 5 | 0.7 | 0.4 | 0.2 | 0.2 |

※ 令和元年度地域保健・健康増進事業報告書

- 妊婦の頃より、医療機関及び市町村からの情報に基づき、相互に養育支援が必要な母子に保健師が訪問して行う「養育支援連絡システム（周産期等養育者支援保健・医療連携システム）」を実施しており、管内では令和元年度は55件、令和2年度は50件の連絡を受けて市町村保健師が支援を行っています。
- 助産師外来は平成31年4月1日現在で全道で40か所設置されています。当地域で助産師外来を実施している医療機関はありませんが、市立稚内病院では、母乳外来を開催し、安心した育児ができるよう助産師指導を行っています。

<助産師外来>

助産師が医師と役割分担しながら自立して、妊産婦やその家族の意向を尊重しながら、健診や保健指導を行うもの。

- 分娩可能な産科医療機関がない地域の妊産婦の心身及び経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境づくりを推進するため、検診や出産の際の交通費及び宿泊に要する経費の助成を行っています。

(2) 課題

- 市立稚内病院から、「総合周産期センター」である旭川厚生病院までの移動が、墜落分娩等の危険回避が可能とされる概ね120分、100kmをはるかに超えているため、市立稚内病院による妊産婦及び新生児への安全・安心な医療サービスの提供体制の整備、充実強化が必要です。
- ハイリスク分娩や急変時には、「地域周産期センター」である市立稚内病院や名寄市立総合病院、「総合周産期センター」である旭川厚生病院等へ迅速に搬送が可能な体制の構築及び搬送時間を短縮することが必要です。
- 早期に妊婦健康診査を受診し、母胎又は胎児におけるリスクの高い妊娠についての早期発見、早期対応を図るため、妊娠の早期届出及び妊婦健康診査の受診率の向上が必要です。

- 分娩可能な産科医療機関がない地域における妊産婦の受診、分娩にあつては、気象変化や冬期間の航空路線の欠便、フェリーの減便等による宿泊施設等の利用のほか、検診や出産の際の交通費による経済負担の軽減が必要です。また、異常分娩等による緊急時の産科医療体制の整備が必要です。

(3) 必要な医療機能

周産期医療体制の構築に当たっては、地域周産期センターである市立稚内病院を中心として、他医療機関間の連携、第三次医療圏間の連携（広域搬送・相互支援体制の構築等、圏域を越えた母体及び新生児の搬送及び受け入れが円滑に行われるための措置）等を推進するとともに、ハイリスク分娩などに対する搬送体制の整備に加えて、正常分娩等に対する安全な医療を提供するための体制の確保や周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できる体制の確保が必要です。

正常分娩等に対し安全な医療を提供するための周産期医療関連施設間の連携

- 正常分娩(リスクの低い帝王切開術を含む。)や妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を安全に実施可能な体制の構築が必要です。
- ハイリスク分娩や急変時には地域周産期センター等へ迅速に搬送が可能な体制の構築が必要です。

周産期の救急対応が24時間可能な体制

総合周産期センターや他医療機関と連携の上、地域周産期センターである市立稚内病院を中心とした周産期医療体制による、24時間対応可能な周産期の救急体制の整備が必要です。

新生児医療の提供が可能な体制

新生児搬送や、新生児集中治療管理室（以下、「NICU」という。）、NICUに併設された回復期治療室（GCU）、NICU等の後方病室確保を含めた新生児医療の提供が可能な体制の構築が必要です。

NICUに入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制

周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育ができるよう、医療、保健及び福祉サービスが相互に連携した支援体制の構築が必要です。

周産期における災害対策

災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。

周産期センターにおいては、被災後早期に診療機能を回復できるよう、必要な物資の確保等、平時からの備えを行っておくことが必要です。

(4) 数値目標等

| 指標区分 | 指標名 (単位) | 計画 策定時 | 現状値 | 目標値 (R5) | 目標数値の 考え方 | 現状値の出典 (年次) |
|------|---------------------------------|-----------|-----|-------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 体制整備 | 分娩を取り扱う医療機関数(か所) | 1 | 1 | 1 | 現状維持 | 医療施設調査(静態) [厚生労働省] (平成29年) |
| | 産科・産婦人科を標榜する 病院の助産師外来開設割合(%) | 0 | 0 | | 地域の実情に応じて助産師が 行う外来機能の充実に努めま す。 | 保健福祉部調査 (平成31年4月現在) |
| | 地域周産期母子医療センター整備数 | 1 | 1 | 1 | 現状維持 | 北海道認定 (令和2年4月現在) |

(5) 数値目標等を達成するための必要な施策

地域周産期センター等の整備

- 限られた医療資源を有効に活用していくため、「地域周産期センター」である市立稚内病院を中心とした周産期医療体制の整備推進や、周産期関係医療機関の連携や役割分担による連携体制を強化を図り、市町村及び医療機関が連携した出産体制を支援する母子保健活動推進を進めていきます。
- 市町村及び医療機関と連携し、市立稚内病院を核とした周産期医療体制の強化を図り、妊産婦及び新生児の安全・安心な環境整備のため、予防・早期発見・早期治療を目指した保健・医療・福祉サービス支援体制の構築に努めます。
- 市町村で実施している妊婦健康診査の受診率を高めるため、妊娠の早期届出の周知や検診受診を働きかけます。

妊産婦の多様なニーズに対応する取組

- 産婦人科医師の負担軽減に繋がることから、産科及び産婦人科以外の診療科を含めた医療機関や関係団体等と連携して、助産師が行う外来機能の充実について、地域の実情を踏まえながら検討していきます。

救急搬送体制の整備

- 管内の周産期医療体制の強化を図るため、ドクターヘリ、消防防災ヘリ等の効果的な活用について、市町村、医療機関とともに、関係機関等への働きかけに努めます。
- 分娩可能な産科医療機関がない地域における妊産婦の受診、分娩に当たっての経済的負担の軽減策として、「妊産婦安心出産支援事業」による交通費や宿泊経費の助成を引き続き行うとともに、経済的負担軽減策や異常分娩等の緊急時の対応策について、検討を行っていきます。

<妊産婦安心出産支援事業>

分娩可能な医療機関がない地域の市町村（分娩可能な医療機関がある市町村から2.5kmを超える市町村又は離島の市町村として実施要綱の別表に掲げるもの。）に在住する妊産婦が安心して出産できる環境づくりを推進することを目的としたもので、事業者は、当該地域の市町村となっている。

補助対象経費は、健康診査や出産準備に対する交通費や宿泊費であり、令和2年度は、当地域において、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻富士町、幌延町で交通費、宿泊費の助成を行っている。

(6) 医療機関等の具体的名称

【産科又は産婦人科を標榜する医療機関】

| 医療機関名 | 所在地 | 備 考 |
|--------------|------|--------|
| 市立稚内病院 | 稚内市 | |
| 浜頓別町国民健康保険病院 | 浜頓別町 | ※分娩休止中 |
| 利尻島国保中央病院 | 利尻町 | ※分娩休止中 |

【婦人科を標榜する医療機関】

| 医療機関名 | 所在地 | 備 考 |
|-------------|-----|--------------|
| 枝幸町国民健康保険病院 | 枝幸町 | ※妊婦健診実施の医療機関 |

(7) 歯科医療機関の役割

妊娠は、ホルモン等の内分泌機能の生理的变化により、歯周病のリスクを高めることから、市町村等と連携し、妊産婦に対して歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識や定期的にしか医療機関を受診することの必要性を啓発するための機会の確保に努めます。

また、妊婦が歯科医療機関を受診した際は、妊娠週数に配慮し、適切な歯科医療の提供に努めます。

(8) 薬局の役割

妊婦等が医薬品を適切かつ安全に使用できるよう、薬局において、薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）を行うとともに、妊婦等への適切な服薬指導などに努めます。

(9) 訪問看護ステーションの役割

在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療養できるよう、小児等の成長発達に応じた看護を提供するとともに、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係者と連携し、小児及びその家族の支援の充実に努めます。